

Vol.47

今回は **法律**相談事例
紹介**会員相談室**相談委員 **西尾 政行** (弁護士)

電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分**03-3354-8520**

事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157**相続債権者に対する支払義務—
遺産分割協議と相続放棄の違い****事例1**

Aが死亡し、その妻と長男及び長女がAの相続人となった。遺産は預貯金と自宅不動産のみであるが、AのE銀行に対する住宅ローン債務が1000万円残っている。

遺言はなかったため、妻、長男及び長女は、「遺産は全て長男が相続する。住宅ローンも長男が全額責任をもって支払う。」旨の遺産分割協議をした。

住宅ローンの支払いが滞っていたため、E銀行から、妻、長男及び長女に対して、上記住宅ローン債務について期限の利益を喪失させるとともに、法定相続分に応じた額（妻に対して500万円、長男及び長女に対して各250万円）の支払を求める旨の通知が来た。妻と長女は、E銀行からの請求を拒むことが出来るか。

回答

妻と長女は、E銀行の請求を拒むことができない。

検討**1 法定相続分に従った債務承継**

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務（被相続人の一身に専属したものを除く）を承継し（民法第896条）、相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属するが（民法第898条）、金銭債務その他の可分債務については、遺言による相続分の指定がない限り、各相続人は、その法定相続分に応じて分割された額の債務を当然に承継する（大審院昭和5年12月4日決定）。

本事例のように、遺産分割協議により共同相続人のうちの一人に相続財産を集中させるとともに、相続財産を承継した相続人が相続債務についても責任を持つという合意がなされることは少なくないと思われるが、相続債務については、相続人間の合意があることを理由に、法定相続分に応じて支払請求をしてきた債権者に対抗することはできないと解される。なぜなら、相続人間の合意によって、特定の相続人のみが債務を負担することができれば、共同相続人のうちの一人に遺産を集中的に承継させ（これ自体は可能である）、他方において、共同相続人のうち最も資力のない者に全相続債務を承継させることを許すことになり、相続人の恣意により債権者を不当に害することになるからである。

もっとも、相続財産の全部を引き継いだ者が相続債務も支払う場合は、事実上、他の相続人が支払をしないことについて債権者が異議を述べることは少ないかもしれない。しかしながら、相続財産全部を相続した者が支払を継続できなくなったときは、他の相続人がその法定相続分に応じた債務の支払を請求される可能性を否定することはできない。

2 相続放棄

相続財産を承継した相続人のみが相続債務を支払うこととし、他の相続人は相続債務を免れることをより確実にしたいときは、相続財産を承継する相続人以外の全相続人が相続放棄をする必要がある。

本事例に即していえば、妻と長女が相続放棄をすればよいのである。相続放棄をした者は、当該相続人に関しては初めからその相続人とならなかったものとみなされるので（民法第939条）、初めから長男のみが相続人であったことになる。したがって、相続債権者としても長男に対して全額請求することができる代わりに、妻と長女には請求できないことにな

るのである。

なお、相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならず（民法第938条）、それ以外の形式による相続放棄は認められていない。

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から原則として3か月以内に、相続について、単純承認もしくは限定承認又は相続放棄をしなければならない（民法第915条第1項）。

また、相続放棄をする前に遺産分割協議をしてしまうと単純承認をしたと評価されることにもなるので、仮に遺産分割協議において相続財産及び相続債務を一切引き継がないこととしたとしても、相続債務の支払を拒めなくなる。

他方、相続の承認や放棄は、撤回することができないので（民法第919条第1項）、相続放棄をするか遺産分割協議をするかについては、相続発生時から3か月以内を目途に、かつ、慎重に検討したうえで結論を出す必要がある。

**相続人の一部が行方不明である
場合の遺産分割協議の方法等****事例2**

Pが死亡し、その法定相続人は妻と長男及び二男である。Pは公正証書遺言を残しており、自宅の土地建物は妻に相続させ、その他の遺産は全て長男に相続させるとの内容となっている。

Pは晩年、自宅で療養し、妻は献身的にPの看病をしてきた。また、長男はPの自宅土地建物の住宅ローンの一部を立て替えてきた。これに対し、二男は多額の借金をしてPが債権者に立て替え払いをしたことがあるが、何年も前から音信不通で行方不明状態である。

妻と長男は、遺言の内容とは逆に、長男が自宅土地建物を取得し、預貯金等の資産を妻が取得することを希望している。この場合、妻と長男の2人のみで遺言内容と異なる遺産分割協議をすることはできるか。

回答

妻と長男の2人のみで遺産分割協議をすることはできない。

検討**1 遺言と異なる遺産分割協議の可否**

被相続人の遺言書がある場合でも、相続人間の協議により、遺言内容と異なる遺産分割をすること自体は可能である。

この点に関し、東京地判平6.11.10は、「特定の土地建物を相続人の一部に遺贈する旨の遺言がある場合において、その遺贈を受けた相続人が右遺言の内容を知りながらこれと異なる遺産分割協議をした場合には、右遺産分割協議は右遺言に優先するものというべきである。けだし、特定物の受遺者はいつでも遺贈の全部または一部を放棄することができるのであり（民法第986条第1項）、自己に有利な遺言の内容を知りながらこれと異なる遺産分割協議を成立させた場合には特段の事情のない限り遺贈の全部または一部を放棄したものと認めるのが相当であるからである。」と判示している。

2 相続人の一部を除外した遺産分割協議は無効

ただし、遺産分割協議は全相続人によってなされなければならないから、分割当時存在した共同相続人の一部を除外してなされた協議は無効であり、全ての相続人が再分割の協議、調停または審判を求め

ることができる（昭和32年6月21日家甲46号最高裁家庭局長回答家月9巻6号119頁）。

この点は、遺産分割協議から除外された相続人が行方不明の場合であっても異ならないと思われる。

したがって、本事例において、妻と長男の2人のみで、遺産分割協議をすることはできず、仮に遺産分割協議を強行したとしても、その遺産分割協議は無効ということになる。

3 不在者財産管理人の選任

どうしても遺言内容と異なる遺産分割をしたいというのであれば、家庭裁判所に二男の不在者財産管理人の選任の申立てをした上で、妻と長男及び選任された二男の不在者財産管理人の3名で遺産分割協議をおこなうべきである。

なお、遺産分割調停の申立てと同時に不在者財産管理人の選任申立てをすることも可能である。また、不在者に配偶者や子がいれば、それらの者を不在者財産管理人の候補者として裁判所に推薦することもできる。

もっとも、不在者財産管理人は、不在者に対して善管注意義務を負っており、その立場上、不在者の不利益となるような行為をすることができないので、二男に遺産を一切与えないとする遺産分割協議をすることは事実上不可能であろう。

また、不在者財産管理人として弁護士その他の第三者たる専門家が選任された場合は、不在者の財産の中から、財産目録の作成に必要な費用のほか、裁判所が定める額の報酬を不在者財産管理人に対して支払う必要があることに留意すべきである（民法第27条第1項、第29条第2項）。

4 遺言内容のとおり遺産分け

本事例において、妻及び長男の主な目的が、「二男には遺産を与えたくない」という点にあるのであれば、遺言内容のとおり、自宅不動産は妻が取得し、その他の一切の遺産は長男が取得するとするのが最も簡便である。もちろん、二男はPの子であるから、二男には遺留分（民法第1028条により法定相続分の2分の1）があるが、行方不明状態の二男から実際に遺留分減殺請求権が行使されることは稀であろう。

5 遺留分減殺請求に対する対抗手段

仮に二男が遺留分減殺請求権を行使してきたときは、妻及び長男はそれぞれの寄与分（民法第904条の2第1項。遺産の維持・増加に特別の寄与をした相続人の相続分を増加させるもの）を主張するとともに、二男がPから特別受益（民法第903条。被相続人から生前に贈与を受けた相続人の相続分を減少させるもの）を受けたことを主張して、二男の主張する遺留分がなるべく少なくなるよう交渉することが可能である。

当事者間の協議がまとまらなければ、遺産分割調停を申し立て、その手続の中で二男の特別受益を主張するとともに、妻または長男（あるいは両名）は寄与分を定める申立て（民法第904条の2第2項）をすることになる。

注) 内容は、平成24年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。